OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	韓国における準法曹の現状と課題
Author(s)	朴, 洪圭; 福井, 康太
Citation	阪大法学. 2006, 56(1), p. 199-219
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54748
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

紹　介

韓国における準法曹の現状と課題

朴　洪　圭
福　井　康　太／監修

はじめに

本稿は、韓国の準法曹の現状を紹介し、その課題を明らかにすることを目的とする。韓国で「法曹」とは判事、検事、弁護士からなる法曹三者を指すのが通例である。しかし、実際にはこの三者だけで市民の法的需要がすべて満たされるわけではない。法曹三者を取り巻く隣接法律専門職、たとえば法曹三者のもとで裁判所事務や検察事務、弁護士事務を処理し、法曹三者とは異なる独自の役割を果たす法律専門職の存在を看過することはできない。これらの法律専門職を、ここでは「準法曹」と呼ぶことにしよう。韓国では、こうした準法曹を「類似法律家」もしくは「法曹人」とも呼ぶが、こうした呼称については参考として示すに留めておく。

韓国にもまた、公証人、裁判所職員、検察職員、弁護士事務所職員、司法警察官、法務士（日本では司法書士に相当）、会計士、税務士（日本では税理士に相当）、弁理士、鑑定評価士（日本では不動産鑑定士に相当）、労務士

（阪大法学）56（1−199）199〔2006. 5〕

（日本の社会保険労務士に近いが社会保険業務は扱わず、もっぱら労務関係の事務を担当する）、行政士（日本では行政書士に相当）、企業法務員、行政機関の法務職員など、様々な準法曹が存在している。このうち公証人は法曹有資格者の就く職業なので、「法曹と同格の準法曹」と分類しよう。つぎに、裁判所職員、検察職員、弁護士事務所職員、そして司法警察官は、法曹のもとで法律事務を行い、また法務士は独立の法律専門職でありながら法曹の下請的な法律事務を行う。そこで、これらの法律専門職を「法曹に従属する準法曹」と分類しよう。さらに、会計士、税務士、弁理士、鑑定評価士、労務士、行政士、企業法務員、行政機関の法務職員などは法曹から独立し、司法事務よりは行政事務に近い業務を担当する。これらの法律専門職を「法曹とは独立の準法曹」と分類しよう。以下ではここで挙げた三つの分類に従って、韓国の準法曹の現状と課題について検討する。(1)

韓国では、一九世紀末以来西洋の近代的司法制度を継受しようと試みてきたが、本格的にそれが受容されるに至ったのは一九一〇年以降であった。まさに日本の政治的支配のもとで現行司法制度の原型が形成されることになったのである。その際、法曹制度は、とりわけエリート主義的かつ官僚主義的な制度として形成された。法曹資格の取得が大幅に制限されてきたために、一般市民の法律問題に取り組む法律専門職制度として早くから法務士制度が発達してきた。これは西洋諸国には見られない独自の制度であり、日本の政治的支配の影響と韓国の伝統社会の特殊事情とが相まって、今日でもなお市民の法律事務処理の中核を担い続けている。これに対して、法曹とは独立の準法曹は、一九七〇年代から八〇年代にかけての韓国の本格的な産業化以降、急速に発展してきた専門職群である。これは司法試験合格者数が極度に制限されてきたことに対応して生じた現象である。市民の法的需要に応えていくには、法曹だけでは不十分だったのである。たとえば、弁理士数は一九八〇年代に急増するが、これに対応して産業財産権登録数は、一九八一年には一三九九九件だったのが、一九九七年には一〇五四〇九件に急増している。

一九八〇年代から司法試験合格者数が大幅に増やされることになった。一九九五年から、司法試験合格者は年間三〇〇人以上に増やされたが[2]、これに伴い、弁護士が法務士をはじめとする準法曹の職域に進出する傾向が生じている。とりわけ法務士制度は今後大型法律事務所に吸収されるのではないかという予測すらある。その一方、準法曹の最近の急増は、準法曹が弁護士の固有業務である訴訟代理業務を一部確保しようとする動きにも繋がっており、従来からの厳格な職域分業に大きな影響を及ぼしている。たとえば、労務士は労働事件の訴訟代理権を獲得しようとする動きをみせている。この動きに対する弁護士の抵抗は強く、現在のところまだ法的サービス市場それ自体にはなんらの影響も及ぼしてはいない。しかし、労務士が現在主として活動している現行労働委員会が、司法制度改革の一環として労働裁判所に置き換えられるということもあり、新しい展開が生じる可能性もある[3]。さらに、行政書士制度についても、目下韓国で進行中の行財政改革により許認可業務が大幅に縮小整理される過程にあるため、今後の動向が注目される。

現在、法学部をもつ韓国の大学は約一〇〇校に達し、一年間の卒業生が一万人あまりに上っている。そして、韓国の法学部出身者の多くは準法曹として職を得る。しかし、これまでの法学教育はもっぱら司法試験を中心としたものであったため、準法曹の育成が疎かにされてきたことは否定できない[4]。

準法曹への就業者数は大学ごとに異なるが、一般的にみれば法学部出身者はそれほど多くはない。たとえば、私が勤務する嶺南大学校法科大学・法学部の場合、卒業生二千人を対象とした調査によれば、判事、検事、弁護士など法曹になるのが三%程度で、法務士が四%ぐらい、公証人、会計士、労務士、税務士、弁理士、鑑定評価士などは各一%未満である。これに対して、公務員は全体の二〇%、会社員は六五%と、かなり多数である。こうした職種について、法学部では独自の専門教育は行われていない。

韓国では、二〇〇八年のロースクール開校を目標として、様々な法学教育改革案が議論されている。ロースクールは、もっぱら法曹三者の養成のみを目的としている。韓国の現在一〇〇余の法学部うち、一〇－二〇％程度がロースクールに転換されることが予想されるが、そうなった場合、残りの法学部は準法曹の養成に力を注がなければならなくなる。そうした状況になれば、ロースクール＝法曹養成、法学部＝準法曹養成というように教育の役割分化が進むことになろう。本稿は、このような時代の変化に対応するべく、韓国における現在の準法曹の現状と課題を明らかにしようと試みるものである。

一、法曹と同格の準法曹――公証人

公証人とは、当事者その他の利害関係人の依頼に基づいて、法律行為その他私権に関する事項について公正証書を作成し、また私署証書に認証を与え、もしくは定款に認証を与えるといった公的職務を行う専門職のことを言う。もっとも、公証人は国家公務員ではなく、依頼者から手数料を得る民間の専門職である。公証人は、判事、検事、弁護士から法務大臣が任命するものであり、法務大臣の指定する地方検察庁の管轄区域を職務執行区域として、公正証書の作成、私署証書の認証の職務を行う。

公証人の公証業務は、私人の権利を守り、無用な紛争を回避する予防法務的な役割を担う点で非常に重要である。歴史的に見れば、ヨーロッパでは一二、三世紀に公証人制度が確立され、韓国でも日本支配以前の朝鮮時代に「立案」という名前で公証業務が行われていた。日本では、明治時代にフランスの公証人制度、これに続いてドイツのそれを模倣して公証人制度が導入されたが、(5) 現在でもなお一般市民に広く利用されるには至っていない。この点については韓国の場合も同様である。

韓国の公証人制度は、一九一三年制令三号により日本の制度を受け入れる形で導入され、一九六一年に現行制度へと改変された。もっとも、その際に、監督官庁が裁判所から検察庁へと移された。一九七〇年に制定された「簡易手続による民事紛争事件処理特例法」により、合同法律事務所で公証業務を行うことができるようになり、また、登記を要する法人の決議書は公証人の認証を得ることが定められた。(6) 公証人は、公証人法により、判事、検事、弁護士の資格を有する者に任命が限定されるため、法学部を卒業した者などが直接に試験を受けてこの職に就くことはない。

公証人法第一条は、「公証人の地位およびその公証事務の処理を適切に規律し、もって公証人制度を確立することを目的とする」と規定している。公証人制度が私人間の権利義務の公正確保、紛争予防にとって重要であることに鑑み、この制度の確立を目指すことを明らかにする趣旨である。これを受けて、同法第二条は公正証書の作成、私署証書の認証などをその職務として規定している。公証人法は、以下第二章で公証人の任免および所属、第三章で職務遂行に関する通則、第四章で証書の作成、第五章で私署証書の認証、第六章で代理、兼務および引継、第七章で監督および懲戒などを規定している。

しかしながら、現行公証人制度には、それが予防法務的機能を担う上で、なお問題点も多い。まず、①公証人の認証は、公証人自身が見聞したかぎりでの認証に留まる。公証人の調査権限や能力からみて、必ずしもその認証によって証書の内容の妥当性まで担保できるわけではない。また、②公正証書作成の過程で依頼者確認（特に代理人の場合）の手続に限界がある。この結果、公証人の認証は形式的な職務遂行に留まることが多い。韓国では、このような問題点を克服すべく、公証人の専門性確保を含めた公証人制度改革が求められている。(7)

二、法曹に従属する準法曹

（一）　法曹に直接に従属する準法曹

A、裁判所職員、検察職員、弁護士事務所員および司法警察官

司法の中心をなす裁判所、検察、弁護士の業務もまた、判事、検事、弁護士のみによって担われているわけではない。彼らの業務遂行を補佐する数多くの法律専門職が存在する。たとえば裁判所には、事務局に理事官、書記官、事務官、調査官、技術審査官、法廷警備員などの様々な職員が裁判所の業務を分担している（裁判所組織法）。日本の場合と同様、裁判所職員は裁判に必要な資料の収集、その他の事件の処理に必要な調査業務を担当する。また、検察庁にも、管理官、理事官、書記官、事務官、主事、書記などの職員がいる（検察庁法）。検察庁法第四六条が規定する検察庁職員の職務はつぎのとおりである。①検事の命令による捜査に関する事務、②刑事記録の作成と保存、③国家を当事者または参加人とする訴訟および行政訴訟の遂行者として指定された検事の訴訟業務の補佐およびこれに関する記録その他の書類の作成と保存に関する事務、④その他検察行政に関する事項である。弁護士事務所職員は、弁護士の行う訴訟に関する業務および行政処分の請求に関する代理業務その他一般の法律事務を補佐する。具体的には、弁護士の作成する法律文書、記録の作成保存、顧客対応等を行い、弁護士の業務を補佐する。弁護士事務所職員は、あくまで弁護士の業務を補佐するという形であるが、直接に法律事務に携わることができ、求められる専門性のレベルも高い。

裁判所および検察の職員、そして弁護士事務所職員は、法学部卒業生が最も好む職業である。韓国では、裁判所事務官、検察事務官について、五級から九級まで各採用試験が実施されている。(8)

B、警察

韓国では、警察に対する捜査指揮権が検察にあるため、警察は行政自治部に属する行政機関でありながら、司法警察としての機能をも担う。警察の職務については、警察法を筆頭に関連法律が数多くある。その職務の具体的内容については、警察官職務執行法に規定が設けられ、それによれば、犯罪の予防と鎮圧および捜査に関する内容が中心となっている。もっとも、検察の捜査指揮のもとに刑事訴追に関する証拠収集、調書作成などを行うかぎりで、警察もまた検察職員同様法曹に準ずる職務を行っていると言ってよい。

(二) 法曹に間接的に従属する準法曹——法務士

法務士は、依頼に基づいて裁判所または検察庁に提出する書類、登記、または登録申請に関する書類などを作成し、また登記・供託事件の申請を代理することを業務とする法律専門職で、所属地方裁判所長の監督を受ける。

法務士は、今日では行政機関に提出する書類作成を業務内容とする行政士とは区別されるが、朝鮮時代までは司法書士(法務士の旧称)と行政書士とは制度的に分離されていなかった。しかし、一九二五年五月一日に出された朝鮮司法代書人令により、司法書士と行政書士が制度的に完全に分離されることになる。(9) 一九四五年以降も日本統治時代の「司法書士」の名称が使用されてきたが、一九九六年にその名称が法務士と改称された。現在、毎年一〇〇名余が試験により選抜され、法学部卒業生もこの試験を受験することができるが、一定年数勤続した裁判所事務職員および検察事務職員に資格が認められるため、事実上その有資格者の大半が裁判所と検察の事務職員経験者で構成されている。

法務士法第一条は「法務士制度を確立し、国民の法律生活の便益を図り、もって司法制度の健全な発展に寄与す

ることを目的とする」と定め、法務士が市民に密着した重要な法律事務の担い手であり、この制度の確立が司法制度の発展にとって不可欠の前提であることを明らかにしている。続いて、同法第二条一項は、法務士は他の人の依頼に基づいて、つぎの各事務を行うことを業務内容とすると規定する。これは概ね日本の司法書士の業務内容と重なっている。①裁判所および検察庁に提出する書類の作成、②裁判所および検察庁の業務に関連する書類の作成、③登記その他登録申請に必要な書類の作成、④登記・供託事件の申請代理、⑤民事執行法による競売事件と国税徴収法、その他の法令による公売事件での財産取得に関する相談、買受申請または入札申請の代理⑥同条同項第一号ないし第三号により作成された書類（①―③の書類）の提出の代行。ただし、同法第二条二項は、法務士が上記の①―③に規定された書類であっても他の法律により制限されているものはこれを作成することができないと規定する。したがって、法務士の具体的業務は個別立法による多くの制約を受けることになる。

以上の業務は、登記、供託、裁判に大きく分類されるが、その中心となるのは登記事務である。裁判事務に関しては書類作成のみ認められ、法廷での弁論や、法律問題に対する助言または代理は認められない。それでもなお、法務士は、書類を作成するにあたって依頼者の依頼内容に関わる権利義務について一定の法的判断を行わなければならないため、準司法的な役割を担っていると言える。日本と異なり、韓国では、法務士には簡易裁判所事件の訴訟代理権が認められていない。それゆえ、弁護士業務と法務士業務のあいだで、日本のような職域紛争は生じていない。むしろ近年では、弁護士事務所に所属する形でその業務を行う法務士が増える傾向にある。ここには、法務士が、弁護士との対立を避け、弁護士の名前を借りて自由に法律実務に携わる方が都合がよいという事情が伺われる。さらに、司法試験合格者数の増大に伴い、弁護士が法務士の主要業務である登記業務等に進出する傾向も見られる。ここには将来的に職域紛争が生ずる可能性が見出される。

法務士になるためには、法務士試験に合格する必要がある。法務士法第四条および第五条は、法務士になるためには、最高裁判所長が実施する法務士試験に合格しなければならないと定めている。もっとも、同法第五条の二により試験の一部免除などが認められる。つまり、裁判所、憲法裁判所、検察庁の裁判所事務職列、登記事務職列、検察事務職列または麻薬捜査職列公務員として一〇年以上勤務した経歴がある者には第一次試験が免除される。さらに、以下の場合には、第一次試験の全科目と第二次試験の科目中最高裁規則が定める一部科目を免除するものとされる。①裁判所、憲法裁判所、検察庁の裁判所事務職列、登記事務職列、検察事務職列または麻薬捜査職列公務員で五級以上の職に五年以上勤務した経歴がある者、②裁判所、憲法裁判所、検察庁の裁判所事務職列、登記事務職列、検察事務職列または麻薬捜査職列公務員で七級以上の職に七年以上勤務した経歴がある者の場合である。こうした例外があるために、事実上その有資格者の大半が裁判所と検察の事務職員経験者で構成されている。

法務士試験は、第一次試験（客観式筆記試験＝択一式選択問題試験）、第二次試験（主観式筆記試験＝論述試験）、そして第三次試験（口頭試験＝法務士の職務遂行に必要な専門知識と応用能力を評点する）の三段階で実施される。第一次試験および第二次試験の科目は、第一種科目として憲法、民法、商法、第二種科目として民法、戸籍法、刑法、刑事訴訟法、第三種科目として刑法、非訟事件手続法、民事訴訟法、民事事件関連書類の作成、第四種科目として不動産登記法、供託法、不動産登記法、登記申請書類の作成となっている。以上から明らかなとおり、法務士試験の内容は、その業務内容に即した試験内容である。

そのほか法務士法は、第二章で法務士の登録、第三章で法務士の権利および義務、第四章で法務士合同法人、第五章で法務士の懲戒、第六章で地方法務士会、第七章で大韓法務士協会について規定している。

三、法曹とは独立の準法曹

（一）　会計士

会計士は、弁護士や医師と同様の独立専門職で、他人の依頼に基づき会計に関する監査、鑑定、証明、計算、整理、立案もしくは法人設立に関する会計および税務代理を遂行する。会計士は、会計監査・税務調整計算書作成・国税審判請求代理、経営診断および経営制度の改善と原価計算などをその主要業務とする。

会計士制度はいずれの国にも存在するが、韓国の場合もその業務の中心は、他人の依頼に基づいて、企業の帳簿作成が企業会計基準にしたがって適切に行われているかどうかを監査することである。その他、経営コンサルティング、財務諸表の分析、企業の合併分析などもその業務に含まれる。会計士は、一般的には会計法人に所属して会計業務を遂行するが、一般企業、金融機関、そして政府機関などに所属して活動することもある。さらに、税務士会に税務士として登録し、事務所を開設して企業からの依頼に応ずることもある。

会計士法第一条は「会計士制度を確立することにより、国民の権益保護と企業の健全なる経営および国家経済の発展に貢献することを目的とする」と規定し、会計士が国民の権益保護、企業経営、そして国家経済の発展のために重要な専門職であることを明らかにしている。会計士の具体的業務はつぎのとおりである。①会計監査：法定監査（証券取引法、外部監査に関する法律、外国為替管理法、公正取引法による監査）、特殊目的監査（企業買収および合併、裁判所、金融機関、株主などの要請による監査、海外証券取引所上場のための監査、公共部門および非営利法人の監査）、各種の診断、鑑定業務（建設業、住宅建設業、電気工事業、薬品卸売業など業種別の免許のための企業診断、マンションなど共同住宅管理会社に対する会計監査、財務諸表の検討および作成報告書の発行、証券

取引法による会計監査）、会計諮問業務（内部統制制度の評価および改善、内部監査制度の評価および立案、反ダンピング関税関連の諮問）など。②税務関連業務：法人と個人事業者の税務申告代理および諮問（法人税申告および税務調整計算書の作成および証明、総合所得税、付加価値税、不動産など財産諸税の申告代理および諮問）、税務計画の樹立（長・短期の税務計画と関連する財務計画の樹立）、国税関連業務（源泉徴収事務、移転価額税制、固定事業場に対する諮問、国内企業の海外進出と外国企業の国内投資に関連した税務業務の諮問、合同投資や技術投入と関連した諮問、認可の申請、申告代理、外資導入法および外国為替管理法と関連した諮問）など。③経営諮問業務：長・短期経営戦略樹立、経営革新と組織改編コンサルティング（企業の Business Process Reengineering、企業の再編および最適化、ベンチマーキング）、情報システム諮問など。④市場分析および戦略樹立：市場分析および予測、マーケティング戦略支援など。

会計士になるためには、会計士国家試験に合格しなければならない。会計士国家試験は、第一次試験（客観式試験）と第二次試験（主観式試験）で構成される。第一次試験の科目は、会計学（会計原理と会計理論）、経営学、税法概論、経済原論、商法（総則編、商行為編、会社編と手形法および小切手法を含む）、英語であり、第二次試験の科目は、財務会計、原価会計、会計監査、税法、財務管理である（会計士法第二章）。会計士の場合も、業務内容に即した試験科目が設けられており、市民の事務処理ニーズに適合する能力を判定できるように配慮されている。

会計士法は、その他、第三章で登録および開業、第四章で権利と義務、第五章で会計法人、第六章で韓国会計士会、第七章で懲戒、第八章と第九章で補則と罰則を規定している。

（二）　税務士

日々拡大する国家財政は国民の税金を基盤として成立するものであり、国民生活の多様化に伴い租税制度の複雑化と納税主体の多様化を避けることはできない。また、法人や各種企業などの経営規模が大きくなるにつれて、課税方法等について様々な問題が生じてくる。そこで、納税者が不当な課税を強いられることがないように配慮し、また納税義務者と税務行政官庁との租税トラブルを防止し、さらに徴税費用の節減効果を生み出すことで税務行政の円滑を図るための専門職が必要となる。税務士は、日本の場合と同様、納税者の依頼に基づいて、租税に関する申告、申請、請求（異議の申請・審査の請求および審判請求を含む）などの代理と、税務調整計算書その他税務関連書類の作成、租税に関する申告のための記帳の代行、税務官署の調査または処分などに関連する納税者の意見陳述の代理、租税に関する相談または諮問などをその職務とする。

税務士の資格は、①税務士法第五条の規定による税務士国家資格試験に合格した者、②会計士の資格がある者、③弁護士の資格がある者に認められる。税務士試験は、第一次試験と第二次試験からなる。第一次試験は客観式筆記試験の方法で行われ、試験科目は、財政学、会計学概論、税法学概論（国税基本法、国税徴収法、租税犯処罰法、所得税法、法人税法、付加価値税法、国際租税調整に関する法律、［二〇〇五年試験からは、さらに商法〔会社編〕、民法〔総則〕、行政訴訟法〔民事訴訟法準用規定を含む〕のなかから一科目選択］）、そして英語である。第二次試験は主観式論述試験の方法で実施され、試験科目は、税法学第一部（国税基本法、所得税法、法人税法、相続税および贈与税法）、税法学第二部（付加価値税法、特別消費税法、地方税法［取得税、登録税、財産税および総合土地税に限る］、租税特例制限法）、会計学第一部（財務会計、原価管理会計）、会計学第二部（税務会計）で構成されている。税務士試験の場合も、試験科目は業務内容に即した科目設定となっているが、二〇〇五年以降一般的法

律科目が設けられ、法的専門性の強化が図られている。

(三) 弁理士

弁理士とは、特許権、意匠権、商標権のような産業財産権に関する権益を保護するため、発明家に代わって権利保護業務を遂行する専門職であり、産業財産分野に特化された特殊専門弁護士とも言うべき独立専門職である。弁理士の職務内容は日本の場合とほとんど異ならない。二〇〇二年三月末現在、特許庁に登録して活動している弁理士数は一九二五名である。このうち弁理士試験を通して弁理士になった者は六二四名（三二％）、弁護士資格で弁理士の登録をしている者が九八三名（五一％）、特許庁で五級以上の公務員として審査・審判業務に五年以上携わったのちに弁理士登録をした者が三一八名（一七％）である。

以下、韓国の弁理士法に則して説明しよう。弁理士法第一条は「弁理士制度を確立し、もって発明家の権益を保護し産業財産制度および産業の発展に寄与することを目的とする」と規定し、弁理士制度が発明家の権益保護を通じて産業財産制度と産業振興に寄与するための制度である旨を明らかにしている。同法第二条は、その業務を「特許、実用新案、意匠または商標に関して特許庁または裁判所に対して行わなければならない事項の代理およびそれらの事項に関する鑑定その他の事務」と規定し、弁理士の業務内容を具体的に列挙している。それによれば、弁理士は、特許法、実用新案法、意匠法、商標ないしサービス標および著作権法など、知的財産に関連する法律事務、すなわち電子・電気、機械、化学など各種の技術および商業デザインに関係する法律事務を処理する。弁理士は、単に特許、実用新案登録、意匠（産業デザイン）、商標（サービス標）などの出願業務と登録を代行する業務のほか、知的財産権に関する訴訟の代理、技術的な権利範囲の変更、技術に対する価値評価、その他様々な業務をも担

当する。出願業務には、出願者（知的財産権を主張する者で登録以後その権利者となる）に代行し、出願者の有する技術および知的財産の価値をより広く承認させるべく補佐する役割を果たす。

すでに触れたが、弁理士になるためには、弁理士国家試験に合格するのが原則であるが、弁護士資格を有する者および特許庁で五級以上の公務員として審査・審判業務に五年以上携わった者が弁理士登録をすればその業務を行うことができる。弁理士国家試験は第一次試験および第二次試験から構成される。第一次試験（客観式択一選択試験）の試験科目は、産業財産権法（特許法、実用新案法、商標法、意匠法［条約を含む］）、民法概論（親族・相続編を除外する）、自然科学概論、英語である。第二次試験（主観式論述試験）の試験科目は、必須科目（特許法［条約を含む］、商標法［条約を含む］、民事訴訟法［強制執行編を除外する］の三科目）と、選択科目（意匠法［条約を含む］、行政法、著作権法、経済原論、産業デザイン、機械工作法、機械設計、熱力学、製錬工学、金属材料学、鉱物処理工学、船舶設計、有機化学、武器工業化学、化学反応工学、栽培学原論、電子磁気学、回路理論、半導体工学、制御工学、通信工学、データ構造論、固体物理学、発酵工学、分子生物学、薬剤学、薬品製造科学、繊維材料学、紡績工学、建築構造学、コンクリートおよび鉄筋コンクリート工学から四科目を選択）からなる。以上から明らかなとおり、弁理士試験の場合も試験科目は実務に即した内容であり、その専門性を重視した資格の付与が行われていると言ってよい。

（四）　鑑定評価士

鑑定評価士とは、土地、建物、機械器具、航空機、船舶、有価証券、動産、営業権など有形・無形の財産の経済的価値を評価し、その結果を価額で表示する独立専門職のことである。日本の不動産鑑定士に相当するが、それ以

外の財産の経済的価値の評価も行うという意味で、その業務は日本の不動産鑑定士より広い範囲に及ぶ。鑑定評価士の行う評価は、政府が毎年告示する公示時価に関する標準値の調査および評価、資産の再評価、金融機関から融資を受けるに際しての資産評価、そして住宅団地ないし工業団地の造成および道路開設などのような公共事業の遂行時の評価として活用される。

鑑定評価士になるためには、鑑定評価士試験に合格しなければならない。鑑定評価士試験は第一次試験と第二次試験からなる。第一次試験（客観式択一試験）の試験科目は、民法（総則、物権）、不動産関係法規（国土利用管理法、時価公示および土地などの評価に関する法律、都市計画法、国有財産法、建築法、地籍法、不動産登記法）、会計学、経済原論、英語からなり、第二次試験（主観式論述試験）は、第一選択（経済学、政治学、社会学、刑事政策、法哲学、経営学、行政学）、第二選択（国際法、労働法、国際取引法、租税法、知的財産法、関税法）、第三選択（英語、ドイツ語、フランス語、日本語、中国語、ロシア語）からなる。鑑定評価士試験も、業務内容に即した試験内容で実施されており、業務の専門性を重視した資格付与が行われている。

（五）　労務士

労務士とは、労働者と使用者、行政機関のあいだに立って労使関係調整を支援する民間の独立専門職である。具体的には、労働関係法令の規定に基づく行政機関へ申告、申請、報告、陳述、請求（異議の申請や審査および審判請求を含む）および権利救済などの代行、代理業務を遂行する。また、労働関係法令の規定によるあらゆる書類の作成や確認を行い、労務管理の相談と指導、労働基準法の適用を受ける事業や事業場に対する労務管理診断などの業務を遂行し、さらに労働争議を調整、仲裁する役割をも果たす。労務士の業務は日本の社会保険労務士に近いが、

社会保険申請業務などは権限に含まれておらず、韓国独自の制度であると言ってよい。

現在のところ、労働者と使用者のいずれもがまだ労務士の業務の重要性について十分認識していない。これに加え、企業の労務関係事務が十分に専門化されていないため、労務士の専門性が発揮される機会がないのが現状である。労務士の資格を取得しているにも拘わらず、労務士として働かない者も多い。しかしながら、九〇年代初頭以降、労使関係を対立的に捉えるのではなく、むしろ両者の利害の合理的調整を図ることで効率的な経営が実現できるという認識が広がってきており、これに伴って労務士の受任する業務は増加傾向にある。今後企業の競争がさらに激しくなるにつれて、円満な労使関係の維持が競争力の向上に決定的な役割を果たすという認識が普及していくことが予想され、労務士の業務の発展が期待される。

労務士の資格は、①労働部長官が実施する労務士資格試験に合格した者、②労働行政で一〇年以上勤務し、その中で五級以上の公務員として五年以上在職した者に与えられる。労務士資格試験は満二〇歳以上であれば受験することができる。労務士資格試験は第一次試験と第二次試験とからなり、第一次試験の試験科目は労働法1、労働法2、経済法原論、民法、英語、第二次試験の試験科目は労働法1、労働法2、人事労務管理論、選択科目（経営組織論、行政争訟法、労働経済学）である。さらに、労務士法施行令第七条に規定された大統領令で定められた労働関係業務を一〇年以上勤めた者は、第一次試験が五科目となり、労働法第一部（労働基準法、産業安全保険法、産業災害補償保険法、職業安定法、雇用保険法、船員法、および労働法の基本理念など総論部分）、労働法第二部（労働組合法、労働関係調整法、労働者参与および協力増進に関する法律、労働委員会法、労働法の基本理念など総論部分）、民法（総則編、債権編）、経済学原論、英語である。第二次試験（四科目）は、必須科目（全四科目中三科目）が労働法第一部（労働基準法、産業安全保険法、産業災害補償保険法、雇用保険法、労働法の基本理念な

ど総論部分）、労働法第二部（労働組合および労働関係調整法、労働者参与および協力増進に関する法律、労働委員会法、労働法の基本理念など総論部分）、人事労務管理論で、選択科目（一科目選択）が経営組織論、労働経済学、行政争訟法である。労務士資格試験の科目もまた実務に即した内容であり、市民に密着した法的需要に応えることが期待されている。

労務士は、労働争議の調停・仲裁の役割の延長線上にあるものとして、労働訴訟に対する訴訟代理権を確保しようとする動きをみせている。労務士は主として労働委員会で活動しているが、今般の司法制度改革で、韓国の労働委員会はドイツ型の「労働裁判所」に置き換えられようとしている。その際に、労働裁判所の代理権を弁護士に限定することは実態にそぐわないということもあり、労務士に労働裁判所における訴訟代理権が認められる可能性はある。少なくとも、労働裁判所代理権の論議をきっかけとして、準法曹に対する訴訟代理権拡張について議論が活発化していることは間違いない。

（六）　行政士

韓国では、行政機関に提出しなければならない書類が三〇〇〇種類を超えると言われる。官公署へ提出しなければならない行政書類や証明書の作成、そして免許の申請などを、行政事務に通じていない一般人が自ら行うことは困難である。そこで、韓国ではそのような業務を代行する独立専門職として行政士制度が発達し、その数は現在約四万名に達する。市民の行政事務需要に応える専門職として韓国で行政士が果たす役割は大きい(10)。

行政士になるには、毎年地方自治体で実施される行政士試験に合格して資格を取得するのが原則であるが、弁護士、弁理士、会計士、税務士の資格がある場合には登録するだけで開業でき、さらに、高卒以上の学歴で国家公務

員や地方公務員として通算一七年以上行政事務に携わった者、高卒未満の学歴の場合には通算二〇年以上行政事務に携わった者は、試験を受けることなく行政士の資格が得られる。試験科目は、一般常識および作文、そして、専門知識として行政士法、憲法、民法、行政法、その他の法律などが課される。

現在、韓国でも行財政改革が進められており、官公署の許認可権限の大幅な縮小整理が検討されている。それに伴って、行政書類の提出等も簡素化されることが予想される。四万人にも上る韓国の行政士が今後どのような形で生き残りを図っていくか、その動向が注目される。

（七）　会社の法務部

韓国の企業も、グローバル化の進展に伴って、貿易および投資のみならず、技術摩擦といった国際レベルでの法律問題に取り組んでおり、専門的な法務部を置く場合が多くなっている。法務部の主要な業務は、契約関連業務、株式および社債関係業務、訴訟と紛争管理、審査と債券管理業務、文書業務、知的財産関係業務、M&Aなど多様である。さらに法務部は、戦略法務の観点から、企業の企画実務にも関与している。そのような専門分野には、国内外の弁護士有資格者ばかりでなく、一般の法学部卒業者が多数進出している。(11) 企業法務においては、組織として法務を担当するため、必ずしも法曹有資格者でなくとも、業務を行う上で不便はない。もっとも、渉外業務にあたっては、交渉相手が外国弁護士である場合が多く、外国の法曹資格を有していることは重要である。もっとも、司法試験合格枠の拡張に伴い、韓国の法曹有資格者が企業法務で果たす役割は今後さらに大きくなると予想される。

（八）　行政機関の法務部

行政事務の複雑化と法治行政の徹底化に伴い、地方自治体等の行政機関が法務専門部を設ける場合が多くなってきている。法務専門部は、行政に対する不服審査、行政訴訟関係の業務ばかりでなく、文書調査業務や条例制定関連業務など地方自治体の立法事務、行政機関内部の法律相談事務などを行う。司法試験合格枠が拡大されているとはいえ、法曹有資格者がなお少ない現状のもとで、行政機関の法務部員には行政職公務員が就任するのが一般である。もっとも、その場合に法学部卒業者が果たす役割は大きい。行政機関の法務部員の多くは法学部卒業者である。今後は法曹有資格者でこの分野に進出する者が増えてくることも予想されるが、行政組織の特殊性もあり、独立性の高い法曹有資格者とは異なる、現場に密着した実務を行う、準法曹としての法務部員の果たす役割は失われないだろう。

おわりに

韓国の準法曹には、より広い意味のものを含めて言えば、以上論じてきた職種以外に、執行官、法制官、仲裁人、調整人、特許審判官、法学部教授など様々なものが存在する。一般市民の法的需要にふさわしい法制度を実現するためには、このような準法曹すべてに関する総合的な研究が必要である。もっとも、そうした職種についての学術研究はほとんど見られないのが現状である。このことは、韓国で法社会学の研究があまり行われていないこと、そして、もっぱら法曹三者のみ問題とする狭い司法観に関連している。この現状を変えるためには、法曹三者中心の狭い司法観を改め、準法曹の社会的位置付けの明確化を図っていかなければならない。今般の韓国司法制度改革では準法曹の改革に議論は及んでいないが、そうした議論の必要性は明らかである。今後の制度改革論議の展開に期

待したい。

＊本稿は韓国・嶺南大学校法科大学・法学部の朴洪圭教授を招聘して、二〇〇六年二月二日に開催された法学会講演会（平成一七―二〇年度科学研究費補助金基盤研究（A）「法曹の新職域グランドデザイン構築」研究会を兼ねる）の原稿である。朴教授の講演は日本語で行われ、その原稿を福井が校閲した上で、阪大法学に掲載させて頂いた。

（1）　一般的な研究としては拙著、朴洪圭『司法の民主化』（歴史批評社・一九九四年）二四〇―二四二頁。

（2）　具体的な数字をあげておくと、一九九六年：五〇〇人、一九九七年：六〇〇人、一九九八年および一九九九年：七〇〇人、二〇〇〇年以降現在まで：一〇〇〇人である。

（3）　韓国の場合、法務士には、日本の場合のように、簡易裁判所の訴訟代理権が認められるには至っていない。

（4）　一九九八年現在、裁判官が一四九〇人、検察官が一一二〇人、弁護士が三三六〇人である。韓国の人口は四六八〇万人であり、人口一四〇〇人あたり弁護士一名の割合である。李起勇「韓国における弁護士責任論の展開」『二一世紀の日韓民事法学』（信山社・二〇〇五年）一八〇頁。

（5）　植村秀三『日本公証人論』（信山社・一九八九年）。

（6）　『公証便覧』（大韓公証協会・一九八二年）一六―一七頁。ユン・ゾンソブ「韓国弁護士兼業公証制度の発展過程」二〇〇〇年。

（7）　丁相朝「弁護士と弁理士の職業的な理解関係」『法曹人の倫理と責任』（ソウル大法学研究所編著・博英社出版・二〇〇〇年）三〇九頁以下。

（8）　韓国の公務員は一級から九級まで区別され、五級が日本の裁判所事務官、検察事務官に相当する。

（9）　Mufty 他「韓国の法曹人――司法書士を中心に」（ソウル大法学研究所・一九六七年）。

（10）一九九五年に行政書士は行政士と名称が変更された。

（11）小林俊夫ほか『会社法務部研究』（経済界、一九八八年）。